

## 現場代理人の常駐義務緩和について

常陸太田市契約の標準約款に関する規程の改正により、工事請負契約書約款第10条第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和について、次のとおり取扱うものといたしますのでお知らせいたします。

### 1. 対象工事

- (1) 合計2件まで(ただし、台風19号に伴う災害復旧工事を含む場合は3件まで)の工事で、以下の要件を全て満たす工事
- ① それぞれの予定価格が2,500万円(税込)未満(建築一式工事にあつては5,000万円未満)であること。
  - ② 常陸太田市が発注する工事であること。ただし、国又は他の地方公共団体等発注工事においても、当該発注機関が兼務を認める場合には兼務ができる。
  - ③ 兼務できる旨の示された工事であること。
- (2) 同一敷地内における関連工事又は隣接する現場の関連工事で、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められた工事

### 2. 兼務の条件

- (1) 兼務するそれぞれの工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に現場を離れる場合は、必ず連絡員が工事現場に常駐し、発注者との連絡に支障を来さないこと。
- (2) 兼務するいずれかの工事現場に常駐し、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。

### 3. 手続き

現場代理人を兼務する場合は、それぞれの工事担当課へ工事に係る現場代理人兼務届(様式第1号)を提出する。

### 4. 特記仕様書への記載

兼務できる工事については、特記仕様書に以下を記載するものとする。

#### (現場代理人の兼務)

- 第〇条 本工事の受注者は、本工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面(様式第1号)により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。
- 2 兼務に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。
  - 3 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となるときは、連絡員が当該現場に常駐しなければならない。
  - 4 兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合は、その後の、当該受注者に係る工事においては原則として兼務を認めない。

### 5. 施行期日

令和2年1月20日から施行し、特記仕様書に兼務を認める記載がある工事から適用する。